

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>・スーパー中枢港湾構想の推進</p>	国土交通省	<p>・アジアの主要港を凌ぐ港湾サービスを実現するため、先導的・実験的に民間ノウハウを活かし市場原理に立脚したコンテナターミナルの経営を実現する「スーパー中枢港湾（国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）」を15年度中に指定する予定。</p> <p>・我が国におけるコンテナ物流のコスト・サービスを向上させるために、スーパー中枢港湾の育成のための先導的・実験的施策を含む今後の港湾政策のあり方について交通政策審議会答申がとりまとめられた(H14. 11. 29)。</p>	<p>・H14. 12. 6の第二回スーパー中枢港湾選定委員会において「わが国経済活性化に向けたスーパー中枢港湾のあり方」及び「スーパー中枢港湾指定のための基準」がとりまとめられ、スーパー中枢港湾の役割と課題・あり方及び指定のための基準が定められた。</p> <p>・H15. 1. 14までに、スーパー中枢港湾の指定をめざし、7港湾管理者、1グループの応募があった。 （東京都、川崎市、横浜市、名古屋港管理組合、四日市港管理組合、神戸市・大阪市（1グループとして応募）、北九州市、福岡市）</p> <p>・H15. 2. 24に第三回委員会の議を経て、スーパー中枢港湾候補を選定。（東京都、横浜市、名古屋港管理組合、神戸市・大阪市、北九州市、福岡市）</p>	<p>・港湾管理に係る地方行政の広域連携の実現</p> <p>・次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成</p>	<p>①第156回国国会会期末</p> <p>・スーパー中枢港湾候補となった港湾の管理者は、</p> <p>1) 港湾の広域連携とコスト・サービス構造等の改革の促進、</p> <p>2) そのために必要な次世代高規格コンテナターミナルオペレーターの育成等の手順、</p> <p>3) これらを支える官民一体となった協力体制の構築、IT基盤等の確保、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充、</p> <p>を具体化するための行動計画（スーパー中枢港湾育成プログラム）を作成</p>

	<p>・スーパー中枢港湾の育成に向けて、国土交通省港湾局と海事局とが共同で「スーパー中枢港湾選定委員会」を14年10月、12月に開催し、平成15年度中のスーパー中枢港湾の指定に向けて、中枢国際港湾の港湾管理者のなかから候補を募集し、各応募者から目論見書（スーパー中枢港湾育成に向けたアイデア）が提出された。</p> <p>H14. 10. 7 第一回委員会開催 H14. 12. 6 第二回委員会開催 H14. 12. 11～H15. 1. 14 スーパー中枢港湾の指定を目指す港湾管理者を公募 H15. 1. 20～21 応募者からのヒアリングを実施。</p> <p>・地方公共団体からの要望に応え、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として特区内の重要港湾において行政財産である港湾施設の、たとえば30年間の、貸付けを可能とする制度を創設した。</p>			<p>②平成15年末 ・H15年度中に指定基準に適合する候補をスーパー中枢港湾として指定</p> <p>③それ以降 ・指定されたスーパー中枢港湾の育成プログラムの実施</p> <p>①第156回国国会会期末 ・特区法の特例部分は平成15年4月1日より施行される予定。</p>
--	--	--	--	--

ロ. 歳出改革

<p>○国と地方 ◇国の関与の縮減、事務事業の見直し ・地方道、下水道など ◇統合補助金の拡充</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成15年度予算において、国庫補助負担事業について、政策的意義の高い事業等への絞り込み、採択基準の大幅な引上げなど抜本的に見直し、国庫補助負担金の規模の縮減を図るとともに、地方公共団体の自主性を活かした事業を推進する観点から統合補助金を一層拡充。 ・具体的には、例えば、市町村道への補助は原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定する等、国庫補助負担事業の廃止・縮減を実施。 ・また、統合補助金については、都市再生総合整備事業(総合整備型)など新たに5事業を創設。</p>	<p>・国庫補助負担金の規模について、地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」に沿って、対前年度▲4%減の3兆8,367億円と、政府全体の公共投資関係費の縮減率を上回る縮減を実施。 ・うち、奨励的補助金は対前年度比▲11%減の3,133億円と、概算要求基準における削減目標を上回る縮減。 ・統合補助金については、対前年度比8%増の7,019億円と、拡充。</p>	<p>・「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成14年12月24日、閣議口頭了解)に沿って、「改革と展望」期間中の国庫補助負担事業の廃止・縮減を進める。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・平成15年度予算において措置。 ②平成15年末 ・「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って、「改革と展望」期間中の国庫補助負担事業の廃止・縮減を進める。 ③それ以降 ・②と同じ。</p>
<p>その他 ・直轄事業の管理費</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・地方分権推進計画に基づき、維持管理費に係る国直轄事業負担金については、同種の地方公共団体の行う事業に対する国の負担との均衡、建設事業費と維持管理費の均衡、維持管理の形態、地域の受益と広域的効果等を総合的に勘案し、段階的縮減を含め、見直しを行う。</p>	<p>・直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施について、従来から行っている事業等に係る地方公共団体との情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部との定期的会議において、調整を開始する。 ・さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る。</p>	<p>・「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成14年12月24日、閣議口頭了解)に沿って、地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。</p>	<p>②平成15年末 ・「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って、地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的縮減を含め、見直しを行う。 ③それ以降 ・②と同じ。</p>

八. 規制改革

<p>その他 ・中核市の都市計画</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「事務・事業の在り方に関する意見」(地方分権推進会議平成14年10月30日)に従い、平成10年以降に講じてきた地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況を見定めているところ。</p>			<p>「事務・事業の在り方に関する意見」(地方分権推進会議平成14年10月30日)に従い、平成10年以降に講じてきた地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況に応じて、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。</p>
--------------------------	--------------	--	--	--	---

ホ. その他の制度改革

<p>スーパー中核港湾構想の推進</p>	<p>国土交通省</p>	<p>再掲</p>			
<p>・規制改革等 都市再生特別地区の積極活用により、官主導から民主導への思い切った政策の転換</p>	<p>国土交通省</p>	<p>都市再生緊急整備地域(全国44地域[第一次、第二次指定])における都市再生特別地区の積極的な活用に向け、民間事業者の創意工夫を円滑に実現出来るよう都市再生特別地区の運用指針を公表等の取組を行った。 (参考)緊急整備地域指定に伴う経済効果:民間事業投資額 約7兆円、その他経済効果などを含めた民間経済投資効果額 約20兆円</p>	<p>・都市再生緊急整備地域[大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域]において、都市再生特別地区[心斎橋筋一丁目地区]が決定・告示された(平成15年2月)。 ・都市再生緊急整備地域[名古屋駅周辺・伏見・栄地域]において、民間事業者からの都市計画の提案に基づく都市再生特別地区[名駅四丁目地区]が決定・告示された(平成15年2月)。</p>		
<p>・規制改革等 都市再生特別措置法の積極的活用により、官主導から民主導への思い切った政策の転換</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・都市再生特別措置法による無利子貸付けの対象に港湾施設を追加するため、「港湾法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出する。</p>	<p>・「港湾法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出した。</p>		<p>・都市再生特別措置法に基づくプロジェクトの推進により、臨海部における都市の再生を推進する。</p>

<p>(ローカルルールを導入) ・地域に応じた道路構造基準の見直し(1.5車線の道路整備)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年10月16日付事務連絡で「1.5車線の道路整備の進め方について(案)」を各自治体に提示。 ・1.5車線の道路整備を実施する路線の抽出、整備計画の策定及び技術的基準の制定手法等の事例を示した。 ・以上に基づき平成15年度実施予定箇所の要望を把握</p>	<p>・道路整備のスピードアップ。 ・コスト縮減(高知県の(一)十和吉野線の事例で約14億円/kmが4億円/kmと約1/3となる。) ・環境負荷の軽減</p>		<p>(継続実施) ・平成15年度より交付金により事業実施予定。</p>
<p>・地域の実情に応じた公園整備(身近な公園の配置基準の見直し)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>身近な公園に関する設置基準について、政令で一律に定めている誘致距離の標準を廃止した。</p>	<p>地域の実情に応じた公園整備の推進。</p>		
<p>・地域の特性に応じた下水道と他の污水处理施設の役割分担の再点検</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年10月17日付けで、「下水道事業の整備効果向上を図るための事業の再点検(4つの点検)」の実施を各自治体に依頼 ・全ての下水道事業継続箇所の污水处理施設整備について、地方公共団体において他の污水处理施設との役割分担やコスト管理、時間管理、整備効果の再点検(4つの点検)を実施し、整備計画へ反映。</p>	<p>・より合理的な污水处理施設の役割分担の構築 ・コスト縮減 ・下水道整備のスピードアップ</p>		<p>より合理的な污水处理施設の役割分担の構築等に向け、地方公共団体の取り組みを推進する。</p>
<p>(ハード・ソフト施策の戦略的組合せ) ・TDM(交通需要マネジメント)施策の推進</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・面的な渋滞対策が必要な都市圏においては、通勤圏等を対象として、バイパス、環状道路の整備等の交通容量拡大策、交通需要マネジメント(TDM)施策、マルチモーダル施策による総合的な都市交通施策を重点的に推進する「都市圏交通円滑化総合計画」を策定・実施している。</p>	<p>・これまでに、松江、熊本、福島、広島、高松、福岡、仙台等の12都市圏で「都市圏交通円滑化総合計画」が策定されており、今年度もそれらの計画に沿って、交通容量の拡大施策(バイパス、環状道路の整備等)や交通需要マネジメント(TDM)施策(公共交通機関の利用促進等)等の渋滞解消施策を推進している。</p>		<p>(継続実施) ・今後、計画の策定を予定している他の都市圏についても、他省庁との連携を強化しながら、策定に向けた支援を進め、渋滞解消施策に積極的に取り組んでいく。</p>

	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体等が中心となつて行う渋滞の緩和や自動車のもたらす環境負荷の低減を図る取組みを国が支援する交通需要マネジメント(TDM)実証実験制度に基づき、平成13年度に認定した20件、平成14年度に認定した3件の計23件の実験計画に対し、実施に要した経費の一部を国費で補助するなどの所要の支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験の区間でバス利用者が大幅に増加するとともに、走行速度が向上するなど、渋滞緩和がもたらされた例が出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引続き、地域での実験に対して所要の支援を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度も新規の実験計画を公募し、先進性、有効性等の要件を充たすものを認定した上で支援対象とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏における貴重な自然環境の保全・再生 	国土交通省 農林水産省 環境省 都県市	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁、地方自治体からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」を設置し、首都圏において自然環境の総点検を行い、保全すべき自然環境を抽出するとともに、今後、取り組むべき課題を示した(中間とりまとめ、平成14年7月12日)。 そして、平成14年度において、その中から先行検討地域を選定のうえ、具体的な施策の方針を検討し、保全すべき自然環境に関するランドデザインを策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏において自然環境の総点検を行い、広域的観点から保全すべき自然環境として25箇所のゾーン及び河川を抽出。 さらに、その中から6地域を先行検討地域として選定し、具体的な施策の方針を取りまとめ。 そして、保全すべき自然環境に関するランドデザインを策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係主体間が連携し、役割分担とパートナーシップを形成して、具体的連携施策を実施 ・自然環境の保全に加え、再生・創出を総合的に考慮した都市環境インフラのランドデザインの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度末 ・近郊緑地保全区域の新たな指定等抽出された保全すべき自然環境について、取りまとめられた施策の方針に基づき、関係主体間が連携し、役割分担とパートナーシップを形成して、地域毎の具体的な施策等に取り組む ・自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した都市環境インフラのランドデザインの策定に取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通関係の長期計画を一本化 ・緊急措置法の扱い 	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 「社会資本整備重点計画法案」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、本年2月4日の閣議決定を受け第156回通常国会に提出。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法案が成立次第、計画策定に向けた検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度からの計画の実施に支障のないよう、平成14年度中の新法成立を目指す。

	<p>・アウトカム（成果）目標に重点を置き、総事業費は内容としない社会資本整備重点計画に一本化 ・都市公園、下水道、港湾の緊急措置法の廃止、治山治水緊急措置法について治水事業に係る規定の廃止、道路整備緊急措置法及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法について、長期計画に係る規定の廃止 等</p>			
--	--	--	--	--